

	<p>年 月 日</p> <p>練馬区長 殿</p> <p>申請者 住所 氏名 電話() (法人にあつては、事務所の所在地、名称および代表者の氏名)</p> <p>優良住宅認定申請書</p>	<p>手数料欄</p>																																
	<p>租税特別措置法</p> <p>第28条の4第3項第6号 第28条の4第3項第7号口 第31条の2第2項第15号ニ 第62条の3第4項第15号ニ 第63条第3項第6号 第63条第3項第7号口</p> <p>の規定に基づき優良な住宅の供給に寄与</p>																																	
	<p>する旨の認定を受けたいので、つぎのとおり申請します。</p>																																	
<p>住宅新築事業の概要</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 55%;">新築住宅の所在地および名称</td> <td style="width: 15%;">(所在地)練馬区</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>住宅の敷地の地番</td> <td>(名称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>新築住宅の戸数</td> <td>練馬区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>住宅の床面積の合計</td> <td>(総戸数 戸内) 戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>住宅の敷地面積</td> <td></td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>住宅の構造および建築費(消費税抜き・消費税込み)</td> <td></td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>都市計画区域の名称</td> <td></td> <td>万円 / 3.3m²</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>中高層耐火共同住宅の階数</td> <td></td> <td>階</td> </tr> </table>	1	新築住宅の所在地および名称	(所在地)練馬区		2	住宅の敷地の地番	(名称)		3	新築住宅の戸数	練馬区		4	住宅の床面積の合計	(総戸数 戸内) 戸		5	住宅の敷地面積		m ²	6	住宅の構造および建築費(消費税抜き・消費税込み)		m ²	7	都市計画区域の名称		万円 / 3.3m ²	8	中高層耐火共同住宅の階数		階	
1	新築住宅の所在地および名称	(所在地)練馬区																																
2	住宅の敷地の地番	(名称)																																
3	新築住宅の戸数	練馬区																																
4	住宅の床面積の合計	(総戸数 戸内) 戸																																
5	住宅の敷地面積		m ²																															
6	住宅の構造および建築費(消費税抜き・消費税込み)		m ²																															
7	都市計画区域の名称		万円 / 3.3m ²																															
8	中高層耐火共同住宅の階数		階																															
<p>摘要</p>																																		
	<p>受付年月日・番号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>																																	
	<p>認定年月日・番号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>																																	
<p>備考</p>	<p>1 印のある欄は、記載しないでください。</p> <p>2 申請の根拠となる条項以外の条項は、2重線で抹消してください。</p> <p>3 「住宅新築事業の概要」の欄の7および8は、租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第28条の4第3項第7号口、第63条第3項第6号または第63条第3項第7号口に基づく申請の場合には、記入する必要はありません。</p> <p>4 摘要欄は、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニまたは第62条の3第4項第15号ニに基づく認定を受けている場合のみ、認定年月日と番号を記入してください。</p>																																	